

20150325商局第2号

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」の一部を改正する規程

「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」（20120919商局第17号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規） 新旧対照表

改正案

1. 平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号に基づき、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の3の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は次の各号に掲げるとおりであり、また、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は次の第一号（柱上変圧器を除く。）、第三号、第五号及び第八号から第十二号までに掲げるとおりである。
一～十二 略
2. 電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の届出を要する場合は、現に設置している又は予備として有している上記1. に掲げる事業用電気工作物であって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、判明した後直ちに、当該電気工作物を廃止し、電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を行う場合はこの限りではない。
一・二 （略）
3. （略）
4. 電気関係報告規則第4条の表第16号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号の届出を要する場合は、上記3. の届出を行ったもののうち、次の事項のいずれかに変更があった場合とする。
一～五 （略）
5. （略）
6. 電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を要する場合は、上記1. に掲げる事業用電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合とする。
7. ～ 11. （略）
(別記様式) （略）

(別表)

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機工作所	・変圧器不燃性油、不燃油変圧器、冷却方式 L N A N
	(略)	(略)
電力用コンデンサー	(略)	(略)
	マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社	・不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID、シバノール入、DFコンデンサ

現行

1. 平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号に基づき、電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を次の各号に掲げるとおりとし、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を次の第一号（柱上変圧器を除く。）、第三号、第五号及び第八号から第十二号までに掲げるとおりとすること。
一～十二 （略）
2. 電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の届出を要する場合については、現に設置している又は予備として有している上記1. に掲げる事業用電気工作物であって、次の各号のいずれかに該当する場合とすること。ただし、判明した後直ちに、当該電気工作物を廃止し、電気関係報告規則第4条の表第17号の2又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を行う場合はこの限りではない。
一・二 （略）
3. （略）
4. 電気関係報告規則第4条の表第16号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第17号の届出を要する場合については、上記3. の届出を行ったもののうち、次の事項のいずれかに変更があった場合とすること。
一～五 （略）
5. （略）
6. 電気関係報告規則第4条の表第17号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を要する場合については、上記1. に掲げる事業用電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合とすること。
7. ～ 11. （略）
(別記様式) （略）

(別表)

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機工作所	・変圧器不燃性油（1965以前製造のもの）、不燃油変圧器（1966年以降製造のもの）、冷却方式 L N A N（1966年以降製造のもの）
	(略)	(略)
電力用コンデンサー	(略)	(略)
	マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社	・不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID、シバノール入、DFコンデンサ

改正案

東京電器株式会社	・型式が、CD～、D～、DF～、FCD～、FCDE～、MCD～、NCD～、NHD～、NLD～、 <u>NLD-C～</u> 、PFCD～、SD～、SDAB～、SDB～、SDR～、SRT-AINR、SRTR～、SR～～、SSD～、～AD～～、～AF～、～AK～、～AST～～、～A～～、～ED～、～EDF～、～EDS～、～FCD～、～SDS～、～SDF～、SP～、で示されるもの（ただし、～は英文字又は数字、－はハイフンを示す）
(略)	(略)
(略)	(略)

様式第 1

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用（設置・予備品保管）届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）印

電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の規定により、経済産業大臣（又は経済産業大臣及び原子力規制委員会）が告示する電気工作物の使用（設置・予備品保管）について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

種 類	定 格	製 造 者 名	型 式	使用 状 態	製 造 年 月	設 置 年 月	個 数

（その他参考となるべき事項）

現行

東京電器株式会社	・型式が、CD～、D～、DF～、FCD～、FCDE～、MCD～、NCD～、NHD～、NLD～、 <u>NLD-C</u> 、PFCD～、SD～、SDAB～、SDB～、SDR～、SRT-AINR、SRTR～、SR～～、SD～、～AD～～、～AF～、～AK～、～AST～～、～A～～、～ED～、～EDF～、～EDS～、～FCD～、～SDS～、～SDF～、SP～、で示されるもの（ただし、～は数字（群）、－はハイフンを示す）
(略)	(略)
(略)	(略)

様式第 1

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用（設置・予備品保管）届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の規定により、経済産業大臣（又は経済産業大臣及び原子力規制委員会）が告示する電気工作物の使用（設置・予備品保管）について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

種 類	定 格	製 造 者 名	型 式	使用 状 態	製 造 年 月	設 置 年 月	個 数

（その他参考となるべき事項）

改正案

現行

備考（様式第1）（略）

備考（様式第1）（略）

様式第1の2

様式第1の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

殿

殿

住所 〒

住所 〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 印

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 印

電気関係報告規則第4条の表第16号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号）の規定により、電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の電気工作物の変更について届け出ます。

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第16号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号）の規定により、電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の電気工作物の変更について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

（その他参考となるべき事項）

（その他参考となるべき事項）

改正案

備考（様式第1の2）（略）

様式第2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 印

電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号）の規定により、経済産業大臣（又は経済産業大臣及び原子力規制委員会）が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

種 類	定 格	製造者名	型 式	製造年月	設置年月	廃止年月日	個 数

廃止理由	1：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：PCB洗浄 4：その他（ ）
内 容	

（その他参考となるべき事項）

備考（様式第2）

1. ～4. （略）

5. 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。「PCB洗浄」の場合には、当該電気工作物の継続使用の有無及び「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」（経済産業省産業技術環境局環境政策課

現行

備考（様式第1の2）（略）

様式第2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第17号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号）の規定により、経済産業大臣（又は経済産業大臣及び原子力規制委員会）が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

種 類	定 格	製造者名	型 式	製造年月	設置年月	廃止年月	個 数

廃止理由	1：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：その他（ ）
内 容	

（その他参考となるべき事項）

備考（様式第2）

1. ～4. （略）

5. 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を、「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし、「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告

改正案

環境指導室・経済産業省商務流通保安グループ電力安全課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下、「手順書」という。）に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし、「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号）に基づく報告を行った、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は省略可能とする。

6. (略)

7. 廃止の理由が「PCB洗浄」の場合は、手順書3. (1)の課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付するとともに、届出の際に同報告書の原本を提示すること。

8. ・ 9. (略)

様式第3

電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)印

電気関係報告規則第4条の表第19号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号）の規定により、電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

事業場の名称							
事業場の所在地 〒							
連絡先							
種類	定格	製造者名	型式	使用状態	製造年月	設置年月	個数
発生日時				復旧日時			
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

現行

規則第27号)に基づく報告を行った、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は省略可能とすること。

6. (略)

(新設)

7. ・ 8. (略)

様式第3

電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第19号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号）の規定により、電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

事業場の名称							
事業場の所在地 〒							
連絡先							
種類	定格	製造者名	型式	使用状態	製造年月	設置年月	個数
発生日時				復旧日時			
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

備考（様式第3）

1. ～4. （略）
5. 使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条）に基づく届出の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号）に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をその他参考となるべき事項の欄にも記載すること。
6. ～10. （略）

（別紙）

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について

【電気関係報告規則第2条の表第6号】（略）

【平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号】

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第四条の表第十五号の二及び同表第十七号の二の三の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。

なお、平成十三年経済産業省告示第六百三十一号（電気関係報告規則第四条の表第十五号の二の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物）は、平成十六年三月三十一日限り、廃止する。

電気関係報告規則第四条の表第十五号の二及び同表第十七号の二の三の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

一～十二 （略）

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

一～八 （略）

1. （略）

2. 運用上の解釈

電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の3の届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物及び自家用電気工作物）のうち、次の各号に掲げるものとし、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する電気工作物を次の第一号（柱上変圧器を除く。）、第三号、第五号及び第八号から第十二号までに掲げるとおりとする。

なお、ブッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体となって構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されていないものの、当該装置にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合には、当該電気工作物での届出の対象とする。

一～十二 （略）

備考（様式第3）

1. ～4 （略）
5. 使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条）に基づく届出の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則第4条第17号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条第21号）に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をその他参考となるべき事項の欄にも記載すること。
6. ～10. （略）

（別紙）

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について

【電気関係報告規則第2条の表第6号】（略）

【平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号】

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成16年4月1日から施行する。

なお、平成13年経済産業省告示第631号（電気関係報告規則第4条の表第15号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物）は、平成16年3月31日限り、廃止する。

電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

一～十二 （略）

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第71号）第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

一～八 （略）

1. （略）

2. 運用上の解釈

電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物及び自家用電気工作物）のうち、次の各号に掲げるものとし、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する電気工作物を次の第一号（柱上変圧器を除く。）、第三号、第五号、第八号から第十二号までに掲げるとおりとする。

なお、ブッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体となって構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されていないものの、当該装置にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合には、当該電気工作物での届出の対象とする。

一～十二 （略）

改正案	現行
【電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2の3並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号】 電気関係報告規則第四条の表（抄） 十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、<u>第十七号の二の三</u>の届出をする場合を除く。） 十六 （略） <u>十七の二の三</u> 別に告示する電気工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表（抄） （略）	【電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号】 電気関係報告規則第四条の表 十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、<u>第十七号の二</u>の届出をする場合を除く。） 十六 （略） <u>十七の二</u> 別に告示する電気工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表 （略）
1. 目的 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、平成13年10月15日付けで規則の一部改正を行い、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止に係る報告制度を創設した。 平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、<u>また</u>、平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社よりOFケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告されたことを踏まえ、平成16年3月1日付けで電気関係報告規則第4条の表第15号の2は予備として有する当該電気工作物の追加及び届出期限の変更等について、同表第16号は使用状態の変更等について、<u>同表第17号の2の3は予備として有する当該電気工作物の追加について改正したもの。</u> 2. 運用上の解釈 <u>（1）電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び第16号並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び第19号</u> 絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。 <u>（2）電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号</u> 電気関係報告規則第4条の表第15号の2又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の届出をした電気工作物であって、手順書に定める方法に従って処理したことにより、当該電気工作物の絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.3mg以下となったと認められるものにあつては、<u>電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の規定による廃止届出を要するものとする。</u> <u>（3）事業用電気工作物を設置する者の地位の承継等</u> 電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位を承継した場合、同条第2項の規定に基づく届出を行うことで、同行為に関し、<u>電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び第16号並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び第19号の規定による届出を要しないものとする。</u>	1. 目的 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、平成13年10月15日付けで規則の一部改正を行い、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止に係る報告制度を創設した。 平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、<u>並びに</u>平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社よりOFケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告されたことを踏まえ、平成16年3月1日付けで電気関係報告規則第4条の表第15号の2は予備として有する当該電気工作物の追加及び届出期限の変更等について、<u>同表第16号は使用状態の変更等について、同表第17号の2は予備として有する当該電気工作物の追加について改正したもの。</u> 2. 運用上の解釈 絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。 また、電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位を承継した場合、同条第2項の規定に基づく届出を行うことで、同行為に関し、<u>電気関係報告規則第4条第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号の規定による届出を要しないものとする。</u>

改正案	現行
また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す又は他の者から譲り受ける場合、前者は電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の規定による届出を、後者は電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の規定による届出を要するものとする。 なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第2の備考欄によるものとする。 <u>(4) 届出部数等</u> <u>届出にあたって、産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所に正本1通及びその写し1通を届け出ること。受理した機関は、写しに受理印を押印し、届け出た者に返却すること。</u> <u>なお、原子力発電工作物に係る電気工作物を洗浄した場合は、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則により経済産業大臣及び原子力規制委員会への届出が必要となるため、正本の写し1通を追加的に準備すること。</u> 【電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号】 (略)	また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す、又は他の者から譲り受ける場合、前者は電気関係報告規則第4条の表第17号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の規定による届出を、後者は電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の規定による届出を要するものとする。 なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第2の備考欄によるものとする。 【電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号】 (略)